

総括基準に関する決定

〔 総括委員会 平成24年3月14日決定 〕

当委員会は、原子力損害賠償紛争解決センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する下記項目の取扱いについて、総括基準を策定するものとする。

記

- 1 訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について
- 2 弁護士費用について

以上

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総括委員長 大 谷 禎 男

総括委員 鈴 木 五 十 三

総括委員 山 本 和 彦